

事 務 連 絡
平成 26 年 1 月 31 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る
安全対策のあり方に関する意見について（照会）

日頃より危険物の事故防止について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
給油取扱所内に天然ガス自動車の天然ガスディスプレイを設置する場合、
万が一ガソリン流出事故が発生した場合における火災安全の観点から、危険物
の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ
（1）の規定により、天然ガスディスプレイは給油取扱所の給油空地外に設
置することとされています。

現在、消防庁では規制改革実施計画の閣議決定を受け、「天然ガススタンド併
設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」
（第 1 回：平成 25 年 8 月 29 日実施）を開催し、天然ガススタンド併設給油取
扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討
しています。

つきましては、給油取扱所の給油空地内に天然ガスディスプレイを設置し
た場合における火災リスクについて、各消防本部の意見を参考にいたく、下記
のとおり照会しますのでご協力をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれては、貴管内市町村にもこの旨御連絡い
ただき、調査結果を取りまとめ御回答下さいますようお願いいたします。

記

1 照会内容

給油取扱所の給油空地内に天然ガスディスプレイを設置することにより
想定される火災リスクについての意見をお願いします。

照会内容の詳細は、別添を参照してください。

2 回答要領

(1) 消防本部

別記様式に必要事項を記入の上、電子データにより都道府県消防防災主管課まで回答してください。

(2) 都道府県

管内各消防本部（東京消防庁及び各指定都市消防部局を含む。）からの回答をとりまとめ、電子データにより危険物保安室（m6.mori@soumu.go.jp）まで送信してください。

3 回答期限

平成 26 年 2 月 25 日（火）

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室施設係

担当：中嶋係長、各務事務官、森事務官

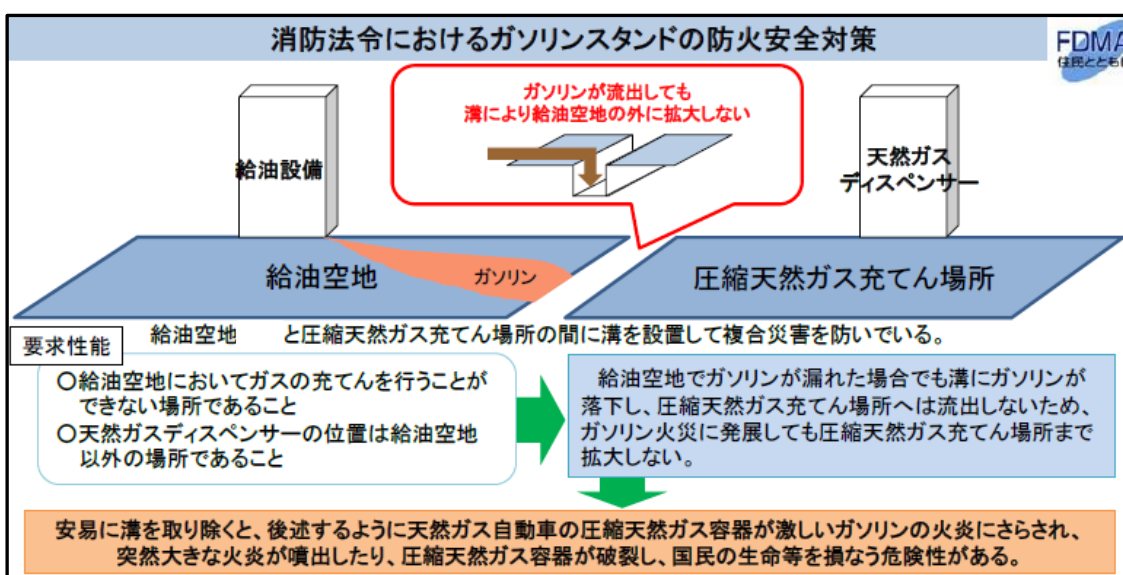
TEL：03-5253-7524 FAX：03-5253-7534

Email：m6.mori@soumu.go.jp

天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る
安全対策のあり方に関する意見について
記入要領等

1 本検討の経緯

給油取扱所内に天然ガス自動車の天然ガスディスペンサーを設置する場合、万が一ガソリン流出事故が発生した場合における火災安全の観点から、危険物の規制に関する規則第27条の3第6項第4号ハ(1)の規定により、天然ガスディスペンサーは給油取扱所の給油空地外に設置することとされています。



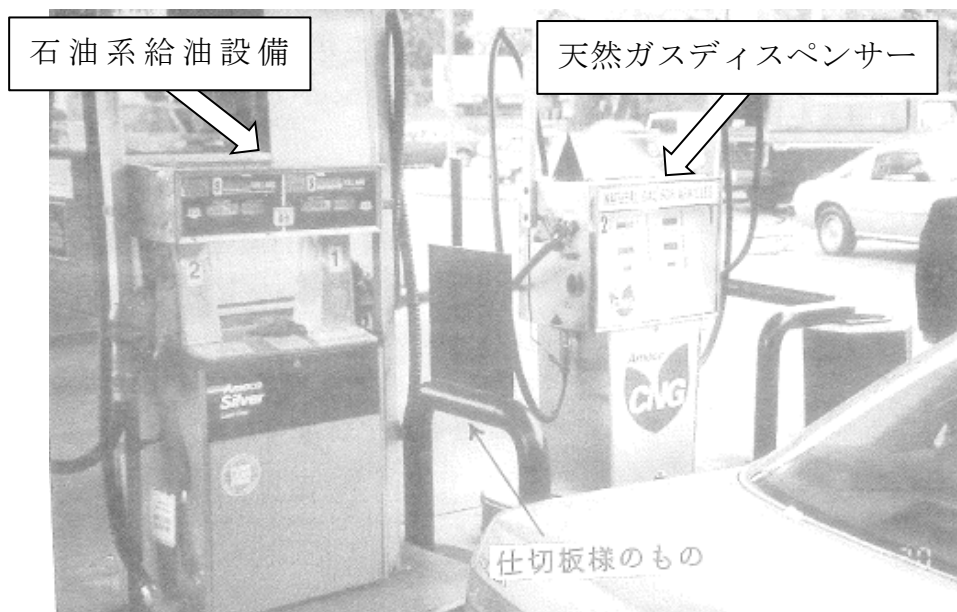
一方、規制改革会議において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースの共用化が国際先端テストの議題（参考：http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/tennen_kyouyouka/01/shiryo1-4.pdf）として取り上げられ、平成25年6月14日に、「消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガスディスペンサーを併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。（平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置）」ことが閣議決定されたところです。

これを受け、消防庁では「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討しています（第1回は平成25年8月29日に開催）。

(参考：給油取扱所内に天然ガス自動車の天然ガスディスペンサーを設置する場合のイメージ)



石油系燃料の給油設備と天然ガスのディスペンサーが一体となったマルチディスペンサー（ドイツ）（引用：日本ガス協会資料）



石油系燃料の給油設備と天然ガスのディスペンサーが近接して設置されている状況（アメリカ）

2 本照会の目的

消防庁としては、危険物の規制に関する規則第27条の3第6項第4号ハ(1)の規定による規制は、ガソリンの漏えいによる火災のリスクがある給油空地内において、天然ガスを充てん中の天然ガス自動車に火災にさらされる危険を回避するために必要なものであると考えています。

当該規制を緩和する場合は、国民の安心・安全の質を下げることのないよう、当該事故を回避するための措置が十分に講じられることが前提条件であるため、本照会では、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化した際に想定される事故リスクについて網羅的に把握することを目的としています。

3 記入要領

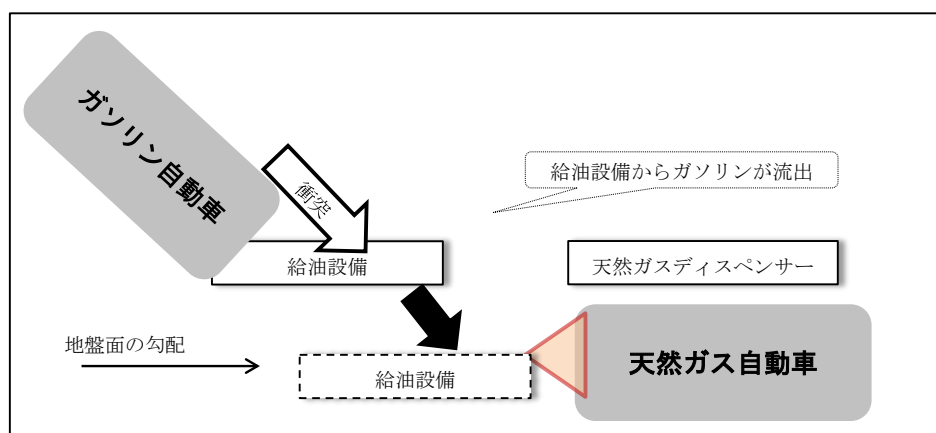
天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化した際に想定される事故リスクに関する次の質問に対して、別記様式にご記入ください。

特段の意見がない場合は“なし”とご記入ください。

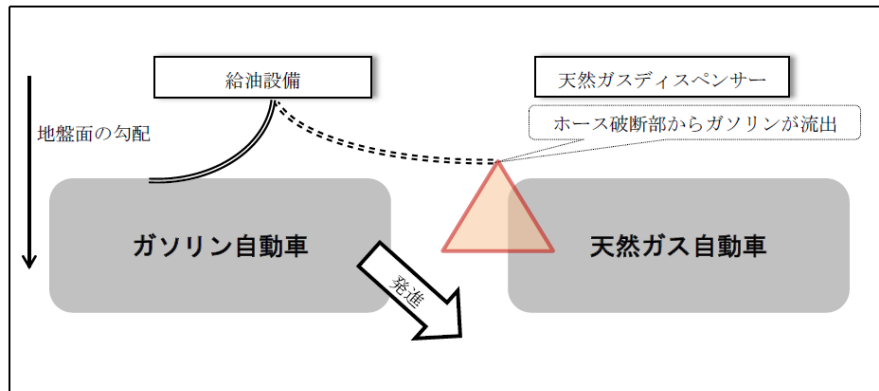
質問(1) 想定事故パターン

次のア～オに示す想定事故パターン以外で、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化した場合に想定される事故パターンを別記様式の質問(1)欄にご記入ください。なお、ア～オの想定事故パターンについて追記すべき事項等についてご意見がありましたら併せてご記入ください。

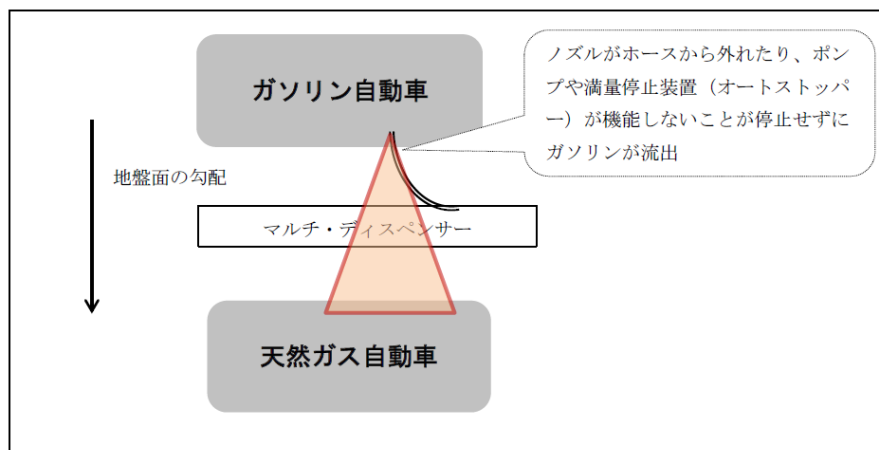
ア 運転を誤って一体型給油設備に車両が衝突し、反対側に停車中の車両がガソリン火災で炎上する危険性



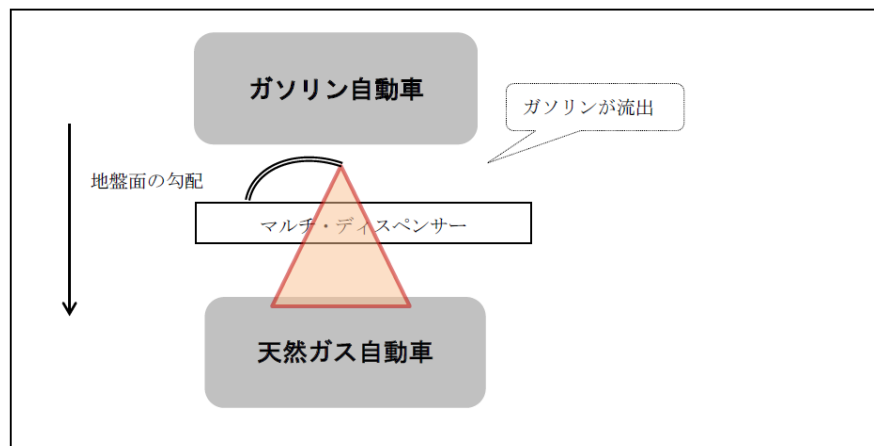
イ 給油中に車両誤発進によるホースの破断、給油設備の転倒などによりガソリンが流出し、別の車両が炎上する危険性



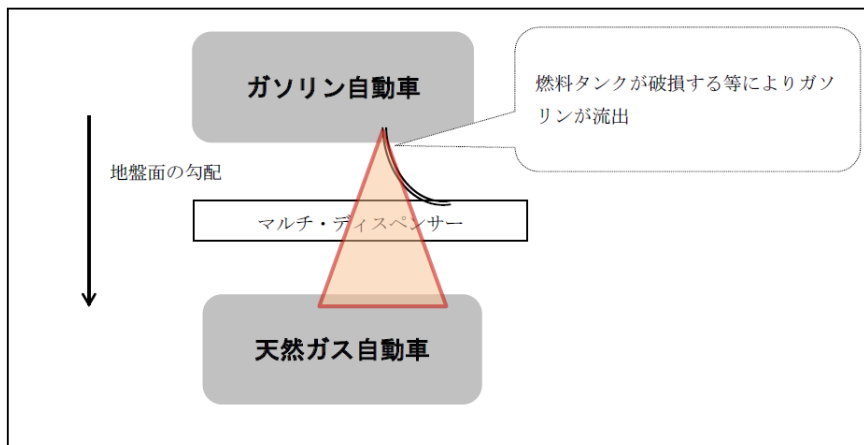
ウ ノズル、ポンプ等の給油設備の不具合などによりガソリンが流出し、別の車両が炎上する危険性



エ 過剰給油等の給油行為者の故意又は過失等によりガソリンが流出し、別の車両がガソリン火災で炎上する危険性



オ 車両燃料系統の破損などによりガソリンが流出し、別の車両が炎上する危険性



質問（２） 消防活動への影響

天然ガススタンド併設給油取扱所の駐車スペースを共用化した場合に想定される消防活動への影響について、別記様式の質問（２）欄にご記入ください。

（例）

- 給油設備等からのガソリンの流出・延焼に伴い、天然ガスディスペンサーに設置してある水系の防消火設備が作動することで、ガソリンが拡散し、延焼拡大する危険性がある。
- 天然ガス自動車の安全弁が作動し、強烈な火炎放射が発生した場合、消防隊員が受傷する危険性がある。

質問（３） 安全対策

天然ガススタンド併設給油取扱所の駐車スペースを共用化した場合に追加的に検討すべき安全対策について、別記様式の質問（３）欄にご記入ください。

（例）

- 給油設備及び天然ガスディスペンサーの作用領域が重なるため、双方の機器の性能（防爆）に関する再検討をする（防爆範囲の見直し）。
- 給油設備への衝突によるガソリン流出を避けるため、給油設備の周囲に強固な安全バーを設置する。

質問（４） その他

検討の参考となるような事故事例や御意見があれば、別記様式の質問（４）欄にご記入ください。

（例）

- 従業員等が高圧ガス及び危険物の両方の知識が必要となる。

別記様式

天然ガスタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する意見について(回答)

| 都道府県名 | 消防本部名 | 質問(1)想定事故パターン | 質問(2)消防活動への影響 | 質問(3)安全対策 | 質問(4)その他 |
|-------|------------|--|---|---|---|
| | | 天然ガスタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化した場合に想定される事故パターン | 天然ガスタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化した場合に想定される消防活動への影響 | 天然ガスタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化した場合に追加的に検討すべき安全対策 | 検討の参考となるような事故事例やご意見 |
| | 記入例 | 運転を誤って一体型給油設備に車両が衝突し、反対側に停車中の車両がガソリン火災で炎上する。 | 給油設備等からのガソリンの流出・延焼に伴い、天然ガスディスペンサーに設置してある水系の防消火設備が作動することで、ガソリンが拡散し、延焼拡大する危険性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 給油設備への衝突によるガソリン流出を避けるため、給油設備の周囲に強固な安全バーを設置する。 給油設備及び天然ガス充てん設備の作用領域が重なるため、双方の機器の性能(防爆)に関する再検討をする。 | 平成24年5月〇日、〇〇市〇〇町〇丁目の給油取扱所でガソリンが2OL流出する事故が発生 |
| | | | | | |